入　　札　　公　　告

条件付一般競争入札（売払い）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年11月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する物品

(1)	物品名	旧宮城県議会議員記章（18金）
(2)	数量	196g（参考値）
(3)	物品の所在地	宮城県議会庁舎1階 議会事務局総務課 （宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号）
(4)	入札方式	条件付一般競争入札（紙入札）

2 予定価格（最低売払価格） 2,300,000円（消費税及び地方消費税を除く）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。

(3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

(4) 宮城県職員でないこと。

4 一般競争入札参加資格審査

(1) 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、次に掲げる資料を(2)に示す場所へ、(4)に示す期日までに提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

イ 住民票抄本（法人の場合は履歴事項全部証明書、外国人の場合は国籍・在留資格等が記載された住民票抄本）

ウ 誓約書（別紙様式2）

エ 入札保証金納付書発行依頼（別紙様式5）（入札保証金の納付が必要な場合に限る）

(2)　提出場所
　宮城県出納局契約課物品班（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号）
(3)　提出方法
　持参又は郵送による。
　郵送の場合は、提出期限までに必着とする。
(4)　入札参加資格審査申請書類の提出期限
　令和8年12月7日（月）午後5時まで
(5)　審査結果
　入札参加資格の有無については、令和8年12月11日付けで、通知する。
(6)　入札の執行日までの間において、（1）において提出された書類に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
　また、提出した書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式任意）又は変更後の書類を書面により提出すること。

5　入札の執行日時及び場所
(1)　日時　令和8年12月23日（水）　午前10時20分
(2)　場所　仙台市青葉区本町三丁目8番1号　宮城県行政庁舎10階入札室

6　その他
(1)　入札保証金
ア　入札参加希望者は、財務規則第97条に規定する入札保証金（253,000円）を納めなければならない。ただし、同規則第98条第1項の規定に該当する場合は、入札保証金を免除することがある。
イ　前号の規定により入札保証金を納付する者には、納付書を送付する。この場合、入札参加者は、令和8年12月23日に執行する入札の開始時刻までに、当該入札保証金を納付しなければならない。
ウ　前号の規定により入札保証金を納付した入札参加者は、入札執行当日、入札保証金の領収書を必ず持参しなければならない。
エ　落札者とならなかった者で、入札保証金を納付した者の入札保証金は、当該者が指定する口座に振り込む方法により返還するものとする。
オ　入札保証金を納付した落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、県に帰属するものとする。
カ　落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
(2)　契約保証金
　財務規則第113条及び第114条の規定による。
(3)　入札の無効
　本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
(4)　入札金額の記載方法
　契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
(5)　落札者の決定の方法
　予定価格以上の入札をした者のうち、最高価格をもって入札をした者を落札者とする。
(6)　契約書作成の要否　要
(7)　本件契約については、落札者が希望する場合、電子契約を選択することができる。
(8)　契約条件　別紙「売買契約書」による。
(9)　本公告に定めのない事項については、別紙入札説明書、仕様書及びその他関係書類による。
(10)　本公告に関する問い合わせ先
　宮城県出納局契約課物品班（担当：福地　TEL:022-211-3333　FAX:022-211-3399）
　〒980－8570　宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号